

## 神奈川県最低賃金改定等に関する意見書

我が国の経済は、昨年アメリカの金融危機に端を発する世界同時不況により、100年に一度とも言われる未曾有の経済危機に直面しており、底の見えない状況にある。

一方、雇用においても、雇い止めなどで失業した派遣労働者・期間工などの非正規労働者は、全国で12万人を超え、働いても生活保護水準の暮らしさえ維持できないワーキング・プア問題など、賃金格差と貧困が大きな社会問題となっている。

こうしたなか、政府は平成19年11月、生活保護に係る施策との整合性に配慮することを明記した最低賃金法の改正を行ったが、賃金格差と貧困問題の解決と内需拡大の観点からも、生活保護を下回らない速やかな最低賃金改定が図られるべきである。

よって、政府等におかれては、平成21年度の神奈川県最低賃金の諮問・改定に当たっては、次の事項について特段の配慮をされるよう本市議会は強く要望する。

- 1 神奈川県最低賃金の諮問・改定を早期に行い、「同一価値労働同一賃金」の観点に立ち、フルタイム正規労働者の賃金水準への接近を基本に、その改定を図ること。また、特定最低賃金の改定については、大企業の組織労働者の賃金水準への接近を基本に、その改定を図ること。
- 2 最低賃金の改定に当たっては、地方最低賃金審議会の自主性を尊重するとともに、最低賃金以下の労働者をなくすために、その趣旨及び内容の周知徹底を強化すること。
- 3 総枠としての最低賃金論議については、最低賃金法改正において、生活保護施策との整合性が明確にされたことから、早期に生活保護を下回らない「生活できる最低賃金」となるよう適切な対応を図ること。
- 4 目安制度については、見直しの年であることから、上げ幅だけでなく絶対額を重視した審議を行い、それを踏まえた目安を示すなど、目安制度のあり方に関する検討を行うこと。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成21年6月24日

藤 沢 市 議 会

内 閣 総 理 大 臣 }  
厚 生 労 働 大 臣 } あて  
神 奈 川 労 働 局 長 }